

議案第 6 3 号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

東京都人事委員会勧告に準じて、勤勉手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 8 5」を「1 0 0 分の 9 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 1 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 0」を「1 0 0 分の 4 5」に、「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 5」に改める。

第 2 条 あきる野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 9 0」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 4 2 . 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 5 2 . 5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。